

# 第 2 1 回 釧路湿原自然再生協議会

## 資 料

平成 2 7 年 3 月 1 6 日

釧路湿原自然再生協議会運営事務局

## 第21回 釧路湿原自然再生協議会

日時：平成27年3月16日（月） 13：30～16：00

場所：釧路市観光国際交流センター 1F 大ホール

### 議事次第

1. 開 会
2. 第7期（前期） 釧路湿原自然再生協議会の運営について
  - 1) 第7期（前期）協議会構成員の公募結果報告
  - 2) 第7期協議会の会長および会長代理の選出
3. 議 事
  - 1) 第6期（後期）協議会の収支報告
  - 2) 第20回釧路湿原自然再生協議会以降の小委員会開催報告
  - 3) 釧路湿原自然再生全体構想の見直しについて
  - 4) 協議会運営細則の改定について
3. その他
4. 閉 会

# 第 21 回 釧路湿原自然再生協議会

## 資 料 目 次

	頁
1. 第 7 期（前期）釧路湿原自然再生協議会構成員の公募結果報告 .....	1
1-1 第 7 期（前期）協議会構成員の公募結果 .....	1
1-2 第 7 期（前期）協議会構成員名簿 .....	3
2. 第 6 期（後期）協議会の収支報告 .....	8
3. 第 20 回協議会以降の小委員会開催報告 .....	9
4. 釧路湿原自然再生全体構想の見直しについて .....	10
5. 協議会運営細則の改正について .....	11
参 考 資 料 1 .....	13
釧路湿原自然再生協議会設置要綱 .....	13
参 考 資 料 2 .....	18
釧路湿原自然再生協議会運営細則 .....	18
参 考 資 料 3 .....	21
釧路湿原自然再生協議会基金運用細則 .....	21

# 1. 第7期（前期）釧路湿原自然再生協議会構成員の公募結果報告

## 1-1 第7期（前期）協議会構成員の公募結果

釧路湿原自然再生協議会設置要綱第5条に基づく委員の募集を平成26年10月23日から11月13日まで行った。その結果、新規で個人1名、団体で3団体の応募があった。

これにより第7期前期構成員（平成26年11月から平成27年11月）は、表-1に示すとおり総勢115名となった。

表-1 釧路湿原自然再生協議会構成員数の推移

		期間	個人	団体	オブザーバー	関係行政機関	計
第1期		(H15.11～ H16.11)	45名	32団体	16団体	11機関	104名
第2期	前期	(H16.11～ H17.11)	56名	36団体	14団体	11機関	117名
	後期	(H17.11～ H18.11)	58名	35団体	14団体	11機関	118名
第3期	前期	(H18.11～ H19.11)	59名	40団体	13団体	11機関	123名
	後期	(H19.11～ H20.11)	62名	41団体	13団体	11機関	127名
第4期	前期	(H20.11～ H21.11)	57名	40団体	13団体	11機関	121名
	後期	(H21.11～ H22.11)	59名	41団体	13団体	11機関	124名
第5期	前期	(H22.11～ H23.11)	53名	41団体	13団体	11機関	118名
	後期	(H23.11～ H24.11)	54名	41団体	13団体	11機関	119名
第6期	前期	(H24.11～ H25.11)	48名	37団体	13団体	10機関	108名
	後期	(H25.11～ H26.11)	52名	37団体	13団体	10機関	112名
第7期	前期	(H26.11～ H27.11)	52名	40団体	13団体	10機関	115名

表-2 第7期（前期） 協議会構成員新規応募者名簿

■個人（1名）

（敬称略）

氏名	所属	湿原 再生	旧川 復元	土砂 流入	森林 再生	水循 環	再生 普及
石岡 透		○	○	○	○	○	○

■団体（3名）

（敬称略）

団体・機関名	代表者名	湿原 再生	旧川 復元	土砂 流入	森林 再生	水循 環	再生 普及
NPO 法人環境把握推進 ネットワーク PEG	代表 照井 滋晴	○	○				○
独立行政法人 土木研究所 寒地土木研究所 水環境保全チーム	上席研究員 平井 康幸	○	○	○		○	○
独立行政法人 土木研究所 寒地土木研究所 寒地河川チーム	上席研究員 船木 淳悟		○	○			

## 1-2 第7期(前期)協議会構成員名簿

第7期(前期)の釧路湿原自然再生協議会構成員名簿を次に示す。

■個人(52名)

□: 第7期(前期)新規応募委員

氏名	所属	湿原再生	旧川復元	土砂流入	森林再生	水循環	再生普及
石岡 透		○	○	○	○	○	○
井上 京	北海道大学大学院 農学研究院 教授			○		○	
石川 孝織	釧路市立博物館					○	
植村 滋	北海道大学 北方生物圏フィールド科学センター	○					
梅田 安治	農村空間研究所 所長、北海道大学名誉教授			○		○	
岡田 操				○		○	
加藤 ゆき恵	釧路市立博物館	○			○		
金子 正美	酪農学園大学 環境システム学部 地域環境学科 教授	○			○		○
亀山 哲	国立環境研究所 生物・生態系環境研究センター 生態系機能評価研究室 主任研究員	○	○				
河内 邦夫	室蘭工業大学 環境科学・防災研究センター					○	
神田 房行	北方環境研究所 所長(元北海道教育大学 副学長)	○	○		○		
神戸 忠勝							○
君塚 孝一	(有)自然文化創舎 オホーツク知床リサーチワークショップ						○
木村 勲		○					○
河野 通船					○		
小松 繁樹							○
櫻井 一隆		○	○			○	
貞國 利夫	釧路市立博物館						○
清水 信彦		○			○		○
清水 康行	北海道大学大学院 工学研究院 環境フィールド工学部門 水工・水文学研究室 教授		○	○			
白谷 和明	平和システム研究所 調査研究員						○
新庄 興		○	○	○		○	
新庄 久志	釧路国際ウェットランドセンター技術委員長(環境ファシリテーター)	○	○				○
杉澤 拓男		○	○	○	○	○	○
杉山 伸一	環境カウンセラー(市民部門)	○	○			○	

高嶋 八千代					○		○
高清水 康博	新潟大学 人文社会・教育科学系 准教授					○	
高橋 昭							○
高橋 忠一					○		○
竹中 康進	環境省羽幌自然保護官事務所自然保護官	○	○	○	○	○	○
橋 利器	トラウトフォーラム 会員						○
橋 治国						○	○
鶴間 秀典							○
藤間 聡	室蘭工業大学 名誉教授					○	
長澤 徹明	北海道大学 名誉教授			○			
中津川 誠	室蘭工業大学大学院 工学研究科くらし環境系領域 教授					○	
中村 隆俊	東京農業大学 生物産業学部 講師	○					
中村 太士	北海道大学大学院 農学研究院 教授	○	○	○	○	○	○
中山 恵介	北見工業大学 教授					○	
野本 和宏	釧路市立博物館	○	○				
早川 博	北見工業大学 社会環境工学科 教授		○	○			
針生 勤	一般財団法人釧路市民文化振興財団 生涯学習推進アドバイザー		○				
日野 貴			○	○			
蛭田 眞一	北海道教育大学釧路校 教授						○
松本 文雄		○	○		○		○
三上 英敏	道総研 環境科学研究センター 情報・水環境グループ	○				○	
矢吹 哲夫	酪農学園大学 環境システム学部 生命環境学科 教授		○				○
矢部 和夫	札幌市立大学 教授	○					
山田 浩之	北海道大学大学院 農学研究院 講師	○					
山田 雅仁	(国際気象海洋(株)銚子事業所)					○	
吉村 暢彦	北海道大学 環境科学院						○
若菜 勇	阿寒湖畔エコミュージアムセンター マリモ研究室	○				○	

■団体（40 団体）

□：第 7 期（前期）新規応募委員

団体/機関名	代表者名	湿原 再生	旧川 復元	土砂 流入	森林 再生	水循 環	再生 普及
阿寒国際ツルセンター(グルス)	主任解説員 川瀬 幸						○
王子ホールディングス株式会社	代表取締役社長 進藤 清貴				○		
株式会社 北都	代表取締役 山崎 正明				○		
釧路川カヌーネットワーク	会長 小川 清史	○	○	○		○	
釧路川水質保全協議会	会長 川上 三郎 (釧路市公営企業管理者)					○	
釧路観光連盟	会長 佐藤 悦夫						○
釧路国際ウェットランドセンター	理事長 蝦名 大也	○	○	○	○	○	○
釧路市漁業協同組合	代表理事組合長 戸田 晃		○				
釧路自然保護協会	会長 神田 房行	○	○	○	○	○	○
釧路湿原国立公園 ボランティアレンジャーの会	代表幹事 山岸 彬	○	○				○
釧路湿原国立公園連絡協議会	会長 蝦名 大也	○	○	○	○	○	○
釧路湿原塾	運営委員長 栗林 延次					○	
釧路シャケの会	会長 小杉 和寛		○				○
釧路水産用水汚濁防止対策協議会	会長 柳谷 法司		○				
釧路生物談話会	代表 須摩 靖彦				○		
釧路造園建設業協会	副会長 吉田 英司				○		
釧路武佐の森の会	会長 大西 英一				○		○
国際ソロプチミスト釧路	理事 浪岡 敬子				○		
こどもエコクラブくしろ	近藤 一燈美						○
公益財団法人 日本生態系協会	会長 池谷 奉文	○	○		○		
公益財団法人 日本鳥類保護連盟釧路支部	支部長 小柳 慶吾						○
公益財団法人 日本野鳥の会 鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ	チーフレンジャー 原田 修	○		○	○		○
公益財団法人 北海道環境財団	理事長 小林 三樹	○	○	○	○	○	○
さっぽろ自然調査館	代表 渡辺 修	○	○	○	○	○	○
鶴居排水路維持管理組合	組合長 瀬川 勝巳	○		○			
塘路ネイチャーセンター	センター長 鷲見 祐将	○	○	○	○	○	○
特定非営利活動法人 EnVision環境保全事務所	理事長 赤松 里香	○			○	○	○
特定非営利活動法人 環境把握推進ネットワークPEG	代表 照井 滋晴	○	○				○



□ : 第7期（前期）新規応募委員

団体/機関名	代表者名	湿原 再生	旧川 復元	土砂 流入	森林 再生	水循 環	再生 普及
特定非営利活動法人 釧路湿原やちの会	理事長 杉山 伸一	○					
特定非営利活動法人 くしろ・わっと	理事長 小林 友幸				○		○
特定非営利活動法人 タンチョウ保護研究グループ	理事長 百瀬 邦和	○	○	○		○	○
特定非営利活動法人 鶴居タンチョウ元亀村	理事 佐藤 吉人		○				○
特定非営利活動法人 トラストサルン釧路	理事長 黒澤 信道	○	○	○	○	○	○
独立行政法人 土木研究所 寒地土木研究所 水循環保全チーム	上席研究員 平井 康幸	○	○	○		○	○
独立行政法人 土木研究所 寒地土木研究所 寒地河川チーム	上席研究員 船木 淳悟		○	○			
日本製紙株式会社	代表取締役社長 芳賀 義雄				○		
北海道標茶高等学校	校長 生田 仁志	○				○	○
北海道プロフェッショナル フィッシングガイド協会	会長 テディ 齋藤	○	○	○		○	○
ボランティアネットワークチャレンジ隊	代表 佐竹 直子	○			○		○
標茶西地区農地・水保全隊	隊長 佐久間 三男		○	○	○		

■オブザーバー（13団体）

□ : 第7期（前期）新規応募委員

団体/機関名	代表者名	湿原 再生	旧川 復元	土砂 流入	森林 再生	水循 環	再生 普及
社団法人 十勝釧路管内 さけます増殖事業協会	会長 亀田 元教		○				
釧路東森林組合	代表理事組合長 及川 広樹				○		
標茶町森林組合	代表理事組合長 成田 勝利				○		
弟子屈町森林組合	代表理事組合長 山本 保紀				○		
鶴居村森林組合	代表理事組合長 松井 廣道				○		
標茶町農業協同組合	代表理事組合長 高取 剛	○	○	○		○	
釧路丹頂農業協同組合	代表理事組合長 武藤 清隆	○	○	○		○	
阿寒農業協同組合	代表理事組合長 野村 宏					○	
釧路商工会議所	会頭 山本 壽福						○
釧路町商工会	会長 中嶋 嘉昭						○
標茶町商工会	会長 田中 進						○
弟子屈町商工会	会長 桐木 茂雄						○
鶴居村商工会	会長 大津 泰則	○					○

■ 関係行政機関（10 機関）

□ : 第 7 期（前期）新規応募委員

団体/機関名	代表者名	湿原 再生	旧川 復元	土砂 流入	森林 再生	水循 環	再生 普及
国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部	部長 数土 勉	○	○	○	○	○	○
環境省 釧路自然環境事務所	所長 西山 理行	○	○	○	○	○	○
林野庁 北海道森林管理局	局長 古久保 英嗣				○		○
北海道 釧路総合振興局	局長 土栄 正人			○	○	○	○
北海道教育庁 釧路教育局	局長 宇田 賢治						○
釧路市	市長 蝦名 大也	○	○	○	○	○	○
釧路町	町長 佐藤 廣高	○			○	○	○
標茶町	町長 池田 裕二	○	○	○	○	○	○
弟子屈町	町長 徳永 哲雄						○
鶴居村	村長 大石 正行	○	○	○	○	○	○

釧路湿原自然再生協議会 構成員：115 名

## 2. 第6期（後期）協議会の収支報告

第6期（後期）協議会の収支報告を表3-1に示す。

表3-1 第6期（後期）協議会収支報告

科 目	金 額
第6期前期からの繰越額	782,177円
第6期後期期(平成25年12月～平成26年11月)	
1. 収入の部	
寄付金（釧路短期大学、サクサクッキー）	10,000円
寄付金（ミュージックサロンたじま）	9,920円
寄付金（釧路町カラオケ同好会）	10,000円
預金利息（北洋銀行）	192円
第6期後期収入合計	30,112円
2. 支出の部	
第6期後期支出合計	0円
第6期後期収支(2015年3月現在)	812,289円
第7期前期への繰越額(2015年3月現在)	812,289円

### 3. 第20回協議会以降の小委員会開催報告

第20回協議会以降に開催された小委員会の開催概要を表2-1に示す。

表2-1 第20回協議会以降に開催された小委員会の開催概要

小委員会名	開催日時	開催場所	議事次第
第15回 湿原再生 小委員会	H26.12.24(水) 13:30～15:30	釧路地方合同庁舎 5階 共用第1会議室	1.開会 2.議事 1) 幌呂地区湿原再生 2) 達古武湖自然再生 3) 広里地区自然再生 3 その他 4.閉会
第17回 旧川復元 小委員会	H27.1.27(火) 13:30～15:30	釧路地方合同庁舎 5階 共用第1会議室	1.開会 2.議事 1) 平成26年度茅沼地区旧川復元 モニタリング調査結果について 2) ヌマオロ川における調査検討 結果について 3.その他 4.閉会
第14回 森林再生 小委員会	H26.11.20(木) 9:00～15:45	釧路地方合同庁舎 5階 共用第1会議室	1.開会 2.議事 1) 達古武地域自然再生事業について 2) 雷別地区自然再生事業について 3) その他 3.閉会
第23回 再生普及 小委員会	H26.6.20(金) 15:00～17:00	釧路地方合同庁舎 5階 共用第1会議室	1.開会 2.議事 1) 行動計画WGの経過報告 2) 環境教育WGの経過報告 3) 再生普及行動計画の見直しについて 3.その他 4.閉会
第24回 再生普及 小委員会	H26.12.19(金) 13:30～15:30	釧路地方合同庁舎 5階 共用第1会議室	1.開会 2.議事 1) 行動計画WGの経過報告 2) 環境教育WGの経過報告 3) 再生普及行動計画の見直しについて 3.その他 4.閉会

※第23回再生普及小委員会は第20回協議会の以前に行われたが、第24回再生普及小委員会と合わせて行うため第21回協議会で報告することとした。

#### 4. 釧路湿原自然再生全体構想の見直しについて

別途配布している資料を参照。

## 5. 協議会運営細則の改定について

釧路湿原自然再生協議会全体構想の見直しに伴い、小委員会の追加、検討事項の修正及び記載内容の修正を行いました。修正箇所は下記に示すとおりです。

(1/4)

修正（案）	現行細則	備考
<p><u>釧路湿原自然再生協議会運営細則（案）</u></p> <p>第1章 小委員会 （設置）</p> <p>第1条 協議会に次の小委員会を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 湿原再生小委員会</li> <li>2. 旧川復元小委員会</li> <li>3. 土砂流入小委員会</li> <li>4. 森林再生小委員会</li> <li>5. 水循環小委員会</li> <li>6. <u>地域づくり小委員会</u></li> <li>7. 再生普及小委員会</li> </ol> <p>（検討事項）</p> <p>第2条 各小委員会では、次の事項を検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 湿原再生小委員会 湿原の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画、<u>その実施状況及びモニタリング結果等</u></li> </ol>	<p>釧路湿原自然再生協議会運営細則</p> <p>第1章 小委員会 （設置）</p> <p>第1条 協議会に次の小委員会を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 湿原再生小委員会</li> <li>2. 旧川復元小委員会</li> <li>3. 土砂流入小委員会</li> <li>4. 森林再生小委員会</li> <li>5. 水循環小委員会</li> <li>6. 再生普及小委員会</li> </ol> <p>（検討事項）</p> <p>第2条 各小委員会では、次の事項を検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 湿原再生小委員会 湿原の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等</li> </ol>	<p>全体構想の見直しに伴う追加</p> <p>文言を整理</p>

(2/4)

修正（案）	現行細則	備考
<ol style="list-style-type: none"> <li>2. 旧川復元小委員会 河川の再蛇行化に関する実施計画、<u>実施状況及びモニタリング結果等</u></li> <li>3. 土砂流入小委員会 河川への土砂流入防止に関する実施計画、<u>実施状況及びモニタリング結果等</u></li> <li>4. 森林再生小委員会 森林の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画、<u>実施状況及びモニタリング結果等</u></li> <li>5. 水循環小委員会 水質地下水の動態把握・評価、湖沼の再生（野生生物の生息環境修復を含む）等に関する実施計画、<u>実施状況及びモニタリング結果等</u></li> <li>6. <u>地域づくり小委員会</u> <u>バランスの取れた社会経済活動と湿原保全の推進、観光、地域振興による湿原の賢明な利用、地元産業との連携、情報の発信及び提供等に関する事項等</u></li> <li>7. 再生普及小委員会 釧路湿原の自然再生における環境教育、市民参加及び情報共有の推進並びに小委員会間連携の強化に関する事項等</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>2. 旧川復元小委員会 河川の再蛇行化に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等</li> <li>3. 土砂流入小委員会 河川への土砂流入防止に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等</li> <li>4. 森林再生小委員会 森林の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等</li> <li>5. 水循環小委員会 水質地下水の動態把握・評価、湖沼の再生（野生生物の生息環境修復を含む）等に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等</li> <li>6. 再生普及小委員会 釧路湿原の適正な保全と利用の推進並びに自然再生を活用した環境教育、市民参加、情報の発信及び提供等に関する事項等</li> </ol>	<p>文言を整理</p> <p>文言を整理</p> <p>文言を整理</p> <p>文言を整理</p> <p>全体構想の見直しに伴う追加</p> <p>全体構想の見直しに伴う修正</p>

修正（案）	現行細則	備考
<p>(小委員会事務局)</p> <p>第3条 ＜現行どおり＞ (事務局の所掌事務)</p> <p>第4条 ＜現行どおり＞</p> <p>(協議会及び小委員会の傍聴)</p> <p>第5条 ＜現行どおり＞</p>	<p>(小委員会事務局)</p> <p>第3条 小委員会の会務を処理するための事務局を設ける。 1. 事務局は、協議会運営事務局が兼ねる。 (事務局の所掌事務)</p> <p>第4条 事務局は、次に掲げる事務を行う。 (1) 小委員会の会議の運営 (2) 小委員会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項 (3) その他小委員会が付記する事項</p> <p>(協議会及び小委員会の傍聴)</p> <p>第5条 協議会の会議及び小委員会は、傍聴ができる。 1. 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。 2. 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。</p>	

修正（案）	現行細則	備考
<p>(協議会及び小委員会の記録)</p> <p>第6条 ＜現行どおり＞</p> <p>第3章 補則 (細則改正)</p> <p>第7条 ＜現行どおり＞</p> <p>附則 ＜現行どおり＞</p> <p>平成27年 月 日 一部改正</p>	<p>(協議会及び小委員会の記録)</p> <p>第6条 運営事務局は、協議会の会議及び小委員会の議事要旨を、公開する前に原則として、会長又は委員長及び発言した委員の確認を得なければならない。</p> <p>第3章 補則 (細則改正)</p> <p>第7条 この細則は、要綱第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。</p> <p>附則 この細則は、平成15年11月15日から施行する。</p>	<p>改正年月日を追加</p>

## 参 考 資 料 1

釧路湿原自然再生協議会設置要綱



## 釧路湿原自然再生協議会設置要綱

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この自然再生協議会は、釧路湿原自然再生協議会（以下「協議会」と称する）という。

(対象区域)

第2条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、釧路湿原及びその流域とする。

### 第2章 目的及び協議会所掌事務

(目的)

第3条 釧路湿原の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業の実施計画案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項

### 第3章 構成

(構成)

第5条 協議会は、次に掲げる委員及びオブザーバーをもって構成する。

(1) 委員

- ① 自然再生事業を実施しようとする者
- ② 地域住民、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他  
①の者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動  
に参加しようとする者
- ③ 関係行政機関及び関係地方公共団体

(2) オブザーバー

協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、途中参加する委員の任期は、その残任期間とする。
- 3 委員は募集によるものとし、再任は妨げない。また、委員の募集は毎年行うものとする。

(委員資格の喪失)

第6条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 団体若しくは法人の解散
- (4) 解任

(辞任及び解任)

第7条 辞任しようとする者は、第12条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の合意により委員を解任することができる。

#### 第4章 会長及び会長代理

(会長及び会長代理)

第8条 協議会に会長及び会長代理を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

#### 第5章 会議および小委員会

(協議会の開催)

第9条 協議会は、会長が召集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 協議会は必要に応じ、第10条に規定する小委員会での検討状況報告を求めることができる。
- 5 第5条3による委員の募集を行った場合、募集結果を協議会に報告する。

(小委員会)

第10条 協議会は、第16条に規定する細則の定めにより、小委員会を置くことができる。

- 2 協議会委員及びオブザーバーは小委員会に所属することができる。
- 3 小委員会の委員長及び委員長代理は、小委員会構成委員の互選により選出する。
- 4 委員長代理は、委員長を補佐し、必要に応じ委員長の職務を代理する。
- 5 小委員会は委員長の召集により開催される。
- 6 小委員会は次の事項を協議する。
  - (1) 実施計画案の内容
  - (2) 実施計画に基づくモニタリング結果
  - (3) その他必要な事項

7 委員長は、小委員会の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、小委員会に委員以外の者の出席を要請することができる。

8 小委員会は、協議概要を第9条に規定する協議会に報告する。

(公開)

第11条 協議会及び小委員会は、希少種の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

2 協議会及び小委員会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。

3 協議会及び小委員会の資料は、ホームページ等で公開する。

4 協議会及び小委員会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、ホームページ等で公開する。

## 第6章 運営事務局

(運営事務局)

第12条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

2 運営事務局は釧路総合振興局、釧路開発建設部、釧路自然環境事務所、釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター及び協議会で承認された委員で構成し、共同で運営する。

(運営事務局の所掌事務)

第13条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

(1) 第9条に規定する協議会の議事に関する事項

(2) 第11条に規定する協議会の議事要旨の作成及び公開に関する事項

(3) その他協議会が付託する事項

## 第7章 補則

(寄付金)

第14条 協議会は釧路湿原自然再生推進のために、寄付金を得ることができる。

(基金の設置)

第15条 協議会は、次の各号に掲げる目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために基金を設けることができる。

(1) 釧路湿原自然再生の推進のため

(2) 協議会及び第10条に規定する小委員会の運営事務局の維持のため

(細則)

第16条 この要綱に規定することの他、協議会の運営及び基金の運用に関して必要な事項は、第9条に規定する協議会の同意を経て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

第17条 この要綱は、第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会に出席した委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この要綱は、平成15年11月15日から施行する。

平成16年7月27日 一部改正

平成17年10月11日 一部改正

平成19年7月30日 一部改正

平成22年12月14日 一部改正

平成25年2月19日 一部改正

## 参 考 資 料 2

釧路湿原自然再生協議会運営細則

## 釧路湿原自然再生協議会運営細則

### 第1章 小委員会

#### (設置)

第1条 協議会に次の小委員会を設置する。

1. 湿原再生小委員会
2. 旧川復元小委員会
3. 土砂流入小委員会
4. 森林再生小委員会
5. 水循環小委員会
6. 再生普及小委員会

#### (検討事項)

第2条 各小委員会では、次の事項を検討する。

1. 湿原再生小委員会  
湿原の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等
2. 旧川復元小委員会  
河川の再蛇行化に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等
3. 土砂流入小委員会  
河川への土砂流入防止に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等
4. 森林再生小委員会  
森林の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等
5. 水循環小委員会  
水質地下水の動態把握・評価、湖沼の再生（野生生物の生息環境修復を含む）等に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等
6. 再生普及小委員会  
釧路湿原の適正な保全と利用の推進並びに自然再生を活用した環境教育、市民参加、情報の発信及び提供等に関する事項等

#### (小委員会事務局)

第3条 小委員会の会務を処理するための事務局を設ける。

1. 事務局は、協議会運営事務局が兼ねる。

(事務局の所掌事務)

第4条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 小委員会の会議の運営
- (2) 小委員会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他小委員会が付記する事項

## 第2章 協議会及び小委員会の運営

(協議会及び小委員会の傍聴)

第5条 協議会の会議及び小委員会は、傍聴ができる。

1. 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。
2. 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

(協議会及び小委員会の記録)

第6条 運営事務局は、協議会の会議及び小委員会の議事要旨を、公開する前に原則として、会長又は委員長及び発言した委員の確認を得なければならない。

## 第3章 補則

(細則改正)

第7条 この細則は、要綱第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

## 附則

この細則は、平成15年11月15日から施行する。

## 参 考 資 料 3

釧路湿原自然再生協議会基金運用細則



## 釧路湿原自然再生協議会基金運用細則

### 第1章 基金

#### ( 予算 )

第1条 協議会は、釧路湿原自然再生推進のための寄付金及びその利息を基金とすることができる。

2 基金は次年度に繰り越すことができる。

#### ( 運用状況の報告 )

第2条 会長は、基金の運用について、基金の額及び年度末における現在高を示す当該年度の基金の運用状況、次年度の使用計画を整理し、協議会に報告し承認を受けなければならない。

2 基金の運用に関する事務は、協議会運営事務局が行う。

### 第2章 決算

#### ( 現金出納簿 )

第3条 会長は、収入及び支出について、これを現金出納簿に整理しなければならない。

#### ( 決算説明資料の提出 )

第4条 会長は、会計年度終了後2ヶ月以内に、次の各号に掲げる歳入歳出決算説明資料を監事に提出し監査を受けなければならない。

(1) 決算報告書

(2) 現金出納簿

(3) その他必要な書類

2 会長は、歳入歳出決算について協議会に報告しなければならない。

3 歳入歳出決算に関する事務は、協議会運営事務局が行う。

### 第3章 監事

#### ( 監事 )

第5条 監事は2名とする。

2 監事は、協議会での委員の互選によりこれを定める。

### 第4章 補則

#### ( 細則改正 )

第6条 この細則は、要綱第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

#### 附則

この細則は、平成25年2月19日から施行する。